

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

公表日

令和8年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>⑤予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム（VRS） 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表14の項</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第9条第1項 別表126の項</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）</p> <p>【予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】 番号法第9条第1項 別表14の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> </div> </div> <div> <div>[</div> <div>実施する</div> <div>]</div> </div>
	<p>【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 （情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項 （情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項153の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項153の項、154の項</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項</p> <p>【予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表の14の項</p>
----------------	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・元気健康部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・元気健康部 保健センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-264-8292
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
<div>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
8. 人手を介在させる作業		
<div>[] 人手を介在させる作業はない</div>		
<div>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
<div>判断の根拠</div>	<div>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</div> <div>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</div> <div>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</div> <div>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</div>	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第13条 (情報提供) (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の18の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第12条の2、第13条	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の18の2,17,18,19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第12条の2、第13条 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の18の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第12条の2	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 保健センター	こども・元気健康部	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター所長 大竹 寿枝	保健センター所長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求 請求先	総務部 契約・法務課	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康医療部 保健センター	こども・元気健康部 保健センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-264-8292	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙 公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2018/12/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/12/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[]内部監査	[O]内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	表紙 評価書名	予防接種関係事務 基礎項目評価書	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	表紙 公表日	2020/2/14	2021/2/19	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	予防接種関係事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第10条	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第10条 【新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲)、別表第一の93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第67条の2	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の16の2,17,18,19の項	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 番号法第19条7号、別表第二の16の2,17,18,19の項	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2020/2/14	2021/2/19	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2020/2/14	2021/2/19	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	法改正に基づく変更
令和4年1月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)
令和4年1月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)

[illegible]